

大阪府警察職員のサービスの宣誓に関する規程（概要）

昭和29年7月1日
本部訓令第19号

この規程は、職員等のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年大阪府条例第7号）第4条に基づき、大阪府警察職員（警視正以上の階級にある地方警務官たる警察官を除く。）のサービスの宣誓に関し、必要な細目を定めたもので、

宣誓書の規格に関すること

宣誓書の提出に関すること

宣誓書の保管に関すること

などの項目からなっている。